

## **[事案 2021-171] 高度障害保険金支払請求**

・令和3年11月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の高度障害状態に該当しないことを理由に、高度障害保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

冠攣縮性狭心症に罹患したため、平成25年3月に契約した収入保障保険および平成29年2月に契約した終身保険にもとづき高度障害保険金を請求したところ、約款所定の高度障害状態に該当しないことを理由に、保険金が支払われなかった。しかし、冠攣縮性狭心症は、現時点では治療方法がなく完治しない病気であり、対症療法しかできないため、高度障害保険金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

複数の医師の診断書によれば、申立人の状態は、約款において高度障害状態として規定されている状態のいずれにも該当していないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が約款所定の高度障害状態であることは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。